

平成27年度予算編成に関する要望書

平成26年5月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 富田昌孝

平素は、タクシー事業に対しまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスであり、また、国民生活に欠かせない公共交通機関として、全国で年間約1.7億人のお客様に安全に・安心してご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

また、タクシー事業は、資本金1億円以下の事業者が99%（1千万円以下85%）を占める等、経営基盤の脆弱な中小事業者であり、マイカーの普及、地下鉄等の都市交通網の整備、地方の人口減少などにより長期的な輸送需要の落ち込みが続く中、平成14年の需給調整規制の撤廃など一連の規制緩和の流れに揉まれ、加えてリーマン・ブラザーズの倒産に端を発した不況、さらには東日本大震災の影響等により大変厳しい状況に立たされてきました。

このような状況の下、平成21年10月から施行された「タクシー適正化・活性化特別措置法」に基づき、これまで全国の特定地域において、その取り組みを実施してきたところですが、さらに本年1月施行された改正特別措置法に基づき、さらなるタクシー事業の適正化・活性化に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、長引く景気低迷の影響を強く受け、ついに一車当たりの営業収入が30年前の水準にまで急落。また、現政権が掲げた一連の経済対策により、円安・株高に伴う景気回復が見え始めてきているものの、円安に伴う燃料高騰が需要回復よりはるかに先行し、未だタクシー業界にその効果が実感できず極めて厳しい経営環境にあります。

今後も法人タクシーが利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、公共交通機関としての使命を達成できるよう、平成27年度の予算編成に当たり、別紙のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

タクシー運転者の登録及び旅客自動車運送適正化事業の実施

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の施行により、各都道府県タクシー協会は、タクシー運転者の登録及び旅客自動車運送適正化事業を実施することとなるが、これらの事業の実施にあたり必要となる費用（システムの導入に係る体制の整備等）に対する支援措置を講じられたい。

消費税率の引き上げに伴う影響

本年4月に引き続き、平成27年10月に予定されている消費税率の引き上げにあたっては、転嫁に必要な運賃改定に関し、その費用（特にメーターの改造等）に対する支援措置を講じられたい。

地域公共交通であるタクシー事業の維持・再生、活性化

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金を継続されるとともに、補助の拡充及びタクシー事業者が活用しやすい仕組みにされたい。
- (2) 国土交通省自動車局が制定した「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」に適合するタクシー及びバリアフリー対応型乗合タクシー、また「公共交通移動等円滑化基準」に適合する福祉タクシーの開発支援の予算措置を講じられたい。
- (3) 上記のほか、タクシー事業の適正化及び活性化をより一層推進するための方策について検討を進められ、必要な支援制度の拡充・強化に取り組まれたい。

タクシー事業の環境対策

- (1) 低公害車普及促進対策費補助金における地域交通グリーン化事業による電気自動車等への補助について、拡充及びタクシー事業者が活用しやすい仕組みにされたい。
- (2) タクシー用LPGハイブリッド車の車両開発促進について、予算措置を講じられたい。
- (3) ガソリンハイブリッド車からLPGハイブリッド車への改造費用について、補助制度を創設する等の支援措置を講じられたい。

タクシー事業の安全対策

総合安全プランに掲げる事故削減目標を達成するため、事故防止対策支援推進事業については、先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ搭載車）の導入に対する支援にタクシー車両を追加するとともに予算額を大幅に拡充されたい。